

2 人権施策基本方針の性格

人権問題の解決に向けた取り組みは、これまでも県行政のそれぞれの分野で行っていましたが、今後は、あらゆる分野において、人権尊重の視点に立った行政を推進していくことが必要です。

条例では人権施策基本方針に関して、第5条で「県は、県行政のあらゆる分野における施策の策定および実施に当たっては、人権施策基本方針との整合に努めるものとする」と定めています。すなわち、この人権施策基本方針は、県が各種の政策を決定し、それを具体的な施策の形で実施していくすべての段階において準拠すべき基本的な考え方を示すものです。

この人権施策基本方針では、滋賀県における様々な人権問題の現状と課題を踏まえて、それらに対処する場合の共通の視点として、人権の基本理念を明らかにしています。そして、いずれの問題解決にも必要である基本施策とともに、それぞれの人権問題に対処するための分野別施策の方向性を示しています。